

答 申

第 1 審査会の結論

異議申立人が置いたと 校長が主張する礼状原本に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し，宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し，宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が，平成18年5月1日付け教第49号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，以下のとおりである。

ないとなれば，証拠なきえん罪評価記録である。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると，おおむね次のとおりである。

実施機関において本件に関係する文書を探索したところ，センターに礼状の写しが保管されていたが，原本はなかった（も確認）ため，請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものである。

なお，礼状の写しは人事委員会不服申立てにおいて処分者側書証としても提出しているほか，これまでも開示請求があり異議申立人に開示しているものである。

第 4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより，個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り，もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり，個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈，運用されなければならない。

審査会は，この原則開示の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は，異議申立人が置いたと 校長が主張する礼状原本に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関は， センター等の文書を探索の結果，写しのみしか保管されておらず，原本が存在しないため，請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものであると主張する。

実施機関から礼状の写し等が編てつされているファイルの提出を受け，当審査会で確認したところ，礼状の写しとされるものが，原本であると認めるに足るような形跡等は確認できず，そのほかに原本と認められる礼状は確認できなかったものである。

なお，当該礼状の写しについて異議申立人は既に開示を受けていることなどを考慮すれば，不存在の決定もやむを得ないものと認められた。

4 結論

以上のとおり，本件対象個人情報につき，これを保有していないとして行った本件処分については，実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は，別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第32号)
19 . 8 . 24	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 11 . 12 (第114回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 3 . 18 (第118回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第 1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成18年4月28日付け教第42号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

処分は不当である。作成も保存もしていないとするが、 の理由であり、さらに研修延長の理由である。なければ証拠もなしに処分し延長した。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、先に自身が部分開示を受けた 教育委員会からの事故報告書（平成 年 月 日付け 第 号。以下「事故報告書」という。）を元に本件開示請求を行っており、事故報告書に添付されている校長所見に記載された事実についての証拠を求めているものである。

本件に関係する文書を探索したところ、当該初任者研修での出来事は平成 年 月 日付け 第 号「長期特別研修状況報告(第1期)について」（以下「 センター報告文書」という。）及びその別添資料である研修評価表の特記事項に関係する記録があるが、これらは、いずれも異議申立人が請求する報

道機関・目撃者の証言ではなく、また県教委や センターにおいてもこの事件について調査した記録はなかった。このほかに該当する個人情報は見当たらなかったため、請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、別紙に掲げる文書に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関は、 センター報告文書等に請求内容に係る記載があるが、このほかに具体的な主張内容等を記録した文書はなく、請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものであると主張する。

このことを踏まえ、審査会において、実施機関から事故報告書や センター報告書等が編てつされたファイルの提出を受け、当審査会において事故報告書を確認したところ、当該事故報告書の表書きからは、何の根拠に基づいて作成された文書であるかは判然とせず、どのような場合、市町村教育委員会が県費負担教職員の事故報告書を作成し、実施機関へ提出すべきかについて、明確に定められた法令等は確認できなかった。

関係書類を見分すると、事故報告書に含まれている 教育委員会教育長の意見書、 校長意見書等は、 審査会の資料として使用されていることが認められ、 教育委員会教育長の意見書には、「 に該当すると考えておりますので、 教諭に対し然るべき公正な措置をお願いいたします。」との記載が

あること、県費負担教職員の任命権者である県教育委員会と服務監督権者である市町村教育委員会との関係などを考慮すると、当該事故報告書は、性質的には県費負担教職員の任免その他の進退に関する文書であると思料される。

ところで、実施機関への県費負担教職員の任免その他の進退に関する具体的な手続きを定めたものとして、県費負担教職員の任免等の内申に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第10号）が存在するが、その第2条第1項第12号で規定されている「地方公務員法第29条第1項の規定による戒告、減給、停職又は免職の場合」に実施機関へ提出される文書は、「イ 戒告（減給、停職、免職）内申書」と「ロ 詳細な事由書」であり、同規則においては、内申書の様式が定められているのみで、詳細な事由書については、様式は定められておらず、またその記載の根拠となるべき証言証拠文書を備えるべき旨の規定も確認できなかった。このような県費負担教職員の任免等の内申に関する規則に照らし、当該事故報告書に記載の根拠となるべき証言証拠文書を備えていないことは特段不自然、不合理とはいえない。念のため、当審査会において実施機関から提出されたファイルを確認したところ、当該事故報告書の一部である校長意見書の根拠となる証言証拠文書は確認できなかった。

次に請求内容に関連した事柄が記載された文書として、センター報告文書が指摘できるが、センター報告文書の記載を見分すると必ずしも校長意見書の記載とは一致するものではなく、併せて、当該文書は宮城県センターから派遣元の教育委員会へ異議申立人に係る研修の状況を報告した文書であることを考慮すると、当該文書は、報道機関・目撃者の証言ではなく、実施機関が調査を行った証拠文書とは認められなかった。

したがって、本件対象個人情報情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

別紙

「 校長（当時 校長）が平成 年 月 日に 教育委員会 氏名宛送った「校長意見書」の中に記載されている請求者の言動とされる請求者個人情報の、「 」ことに係る

- 1 請求者にされたと報道機関が証言した文書証拠物記録
- 2 請求者がしたのを見たとする目撃証人が証言したとする文書証拠物記録
- 3 請求者が発言したのを聞いたとする目撃者が証言したとする文書証拠物記録
- 4 請求者が行ったのであればと、県教委が調査を行った証拠物証言記録
- 5 請求者が行った行為であり、言動であればと、宮城県教育研修センターが調査を行った証拠物証言（証言者氏名の分かるもの）」

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第35号)
19 . 8 . 24	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 11 . 12 (第114回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19 . 12 . 10 (第115回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 1 . 18 (第116回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 2 . 19 (第117回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 3 . 18 (第118回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第 1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成18年4月28日付け教第36号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

処分は不当である。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、 学校で同僚教員らに取り囲まれ罵倒されたとする事案(以下「取り囲まれ事件」という。)について、校長、 教委及び県教委が確かな調査をした結果、長期特別研修(以下「長特研」という。)に送りこみ、理由にしたはずであるため、その証拠（長特研検討会議の結果が報告された平成 年 月 日以前の文書）を求めているものである。

実施機関において本件に関係する文書を探索したところ、 教委から長特研に関する事前協議（平成 年 月 日付け 第 号）が提出されているが、この中には取り囲まれ事件に関する記録はなかった。このほかに平成 年 月 日以前に校長、 教委が行った調査記録はなく、県教委として調査を行っ

た記録もなかったため、請求内容を満たすような個人情報には存在しないと判断した。

なお、異議申立人は請求の中で、学校 校長の校長意見書の内容として「請求者が 人の忠告を受け入れようとせず…」と記載しているが、この内容は 審査会資料の1ページ目「教職員の事故」の概要 に記録されているものであり、県教委が作成したもので校長意見書に記載されたものではない。また、「事実と認定して 研修に送りこみ…」との主張については、長特研検討会議資料において取り囲まれ事件に関する記載はなく理由とはしていないため、事実と異なるものである。

このほかに該当する個人情報は見当たらなかったため、請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、別紙に掲げる文書に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関は、上記第3のとおり主張することから、実施機関から 学校の校長意見書が含まれる事故報告書等が編てつされているファイルの提出を受け、当審査会においてファイルを確認したところ、実施機関の主張するとおり、校長意見書には異議申立人が主張するような事実の記載は確認できなかった。

よって、請求は事実と異なる内容を前提としているものと認められるが、実施機関の主張によると懲戒審査会資料に取り囲まれ事件に関する記載があることな

どから、特定の文書ではなく広く、公文書に記載された取り囲まれ事件の証言書証拠物（平成 年 月 日以前の文書）を求めている請求として、念のため検討を行うこととする。

実施機関は、異議申立人の長期特別研修が決定した日以前である平成 年 月 日以前の文書で、 教育委員会等から提出された文書は、 教委から長特研に関する事前協議（平成 年 月 日付け 第 号）のみであると主張している。実施機関から異議申立人の長期特別研修の決定がなされた際の関係文書が編てつされたファイルの提出を受け、内容を確認したところ、当該文書には取り囲まれ事件の記載はなく、そのほかに、平成 年 月 日以前に 教育委員会等から提出された文書で、異議申立人の取り囲まれ事件に関する文書は、確認はできなかった。

加えて、県教委が上記事前協議に対して平成 年 月 日付け 第 号で、異議申立人の長期特別研修が必要と認める旨回答をしているが、その回答を行った際の文書に添付されている検討会議資料にも、取り囲まれ事件の記載は認められなかった。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

別紙

「 校長（当時）が平成 年 月 日に 教育委員会宛に送った「校長意見書」に「請求者が 人の忠告を受け入れようとせず逆に反発し大声を発した，さらに 人に取り囲まれ罵倒されたという虚偽の事実を もって損害賠償を求める民事裁判を提起するに及んだ」と記載されていた。

- 1 校長が，上記の事柄について 研修に送る以前に事実確認調査を行った証言書証拠物全て（平成 年 月 日以前の文書）
- 2 教育委員会が上記の事柄について 研修に送る以前に事実確認調査を行った証言書証拠物全て（平成 年 月 日以前の文書）
- 3 宮城県教育委員会が，上記の事柄について 研修に送る以前に事実確認調査を行った証言書証拠物全て（平成 年 月 日以前の文書）」

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第37号)
19 . 8 . 24	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 11 . 12 (第114回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 2 . 19 (第117回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 3 . 18 (第118回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第 1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成18年4月26日付け教第34号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

処分は不当である。平成 年 月 日付けで県教委 が作成した異議申立人の 審査会資料は存在する。県教委の委員が、この資料を見て を行ったものであり、この資料を見て行った異議申立人の処分が法に照らして正当な行為であるかそれとも証拠偽造変造によるえん罪処分であったかを法において調べる必要があるので、請求を行うものである。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、先に自身が部分開示を受けた以下の2件の事故報告（以下「当該事故報告書」という。）及び平成15年3月14日に行った事情聴取の記録に関して、 課の稟議^{りん}にかけられた日の分かる文書を求めているものである。

- ・平成 年 月 日付け 第 号「職員の服務規律違反について（報告）」（平成 年 月 日付け 第 号により 教育委員会進達、平

成 年 月 日付け 第 号により 教育事務所進達)
・平成 年 月 日付け 第 号「 学校に所属する 教諭に係る事
件について(報告)」(同日付け 第135号により 教育事務所進達)

実施機関において本件に関係する文書を探索したところ、保存されていた当該事故報告書の原本には、請求にあるような稟議又は供覧した日が分かる文書はなかった。また、事情聴取記録についても稟議又は供覧した日が分かる文書はなかった。このほかに該当する個人情報は見当たらなかったため、請求内容を満たすような個人情報は存在しないと判断した。

なお、異議申立人は既に部分開示を受けた平成 年 月 日起案の 審査会資料が存在することを主張している。しかし懲戒審査会資料は事故報告の一部を抜粋して資料としているものであるため、事故報告の稟議とはいえず請求内容を満たすものではない。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、別紙に掲げる文書に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)である。

3 本件対象個人情報の不存在について

異議申立人の請求内容は「請求者の 証拠文書の中の「請求者の事故報告書」が、 課のりんぎにいつかけられたかが分かる文書」及び「請求者の懲戒処分テープ訳語記録(全9枚)(以下「事情聴取記録」という。)をりんぎにかけた日が分かる文書」であるが、当該事故報告書は 教育委員会が作成し、県教育委員会教育長あて提出されたものであることから、異議申立人の請求内容を「当該事故報告書及び事情聴取記録が 課でいつ供覧されたかが分かる文書」と捉えることが妥当であると判断し、以下、検討する。

実施機関は、上記第3のとおり主張することから、実施機関から当該事故報告書等が編てつされているファイルの提出を受け、当審査会においてファイルを確認したところ、平成 年 月 日の 審査会資料は、当該事故報告書等の抜粋や事情聴取記録の写しなどで構成されていることを確認した。

しかし、当該事故報告書が 課でいつ供覧されたかが分かる文書は確認できなかったものであり、また事情聴取記録についても同様であったことから、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の主張は首肯しうるものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

別紙

- 1 請求者の 証拠文書の中の「請求者の事故報告書」が、教職員課のりんぎにいつかけられたかが分かる文書
- 2 請求者の テープ訳語記録（全9枚）をりんぎにかけた日が分かる文書

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第38号)
19 . 8 . 24	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 11 . 12 (第114回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 3 . 18 (第118回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 4 . 23 (第119回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成20年5月28日現在)

氏名	区分	備考
井 坂 正 宏 い しか まさ ひろ	学識経験者	
小 野 敬 子 お の けい こ	個人情報の保護に造詣の深い者	
佐々木 洋 一 さ さ き よう いち	法律家	会長
たま やま なお み 玉 山 直 美	法律家	
なる せ ゆき のり 成 瀬 幸 典	学識経験者	会長職務代理者

(五十音順)